

認定企業の取組

「プラチナくるみん」
認定マーク



株式会社九州ケースデンキ

- ◆本社所在地 水戸市 ◆業種 小売業（家庭電化製品の販売）
- ◆労働者数 1,195人（男性727人／女性468人）
（令和4年4月26日現在）

■プラチナくるみん認定に係る取組状況

（1）行動計画の期間、目標及び取組について

①計画期間 平成31年3月10日から令和4年3月31日

②目標及び結果

【目標1】男性の育児休業取得者を促進するための措置を実施する

（結果）社内インフラを活用し、「育児支援制度の紹介ポスター」、「男性の育児参加促進のためのポスター」、「妊娠報告から復職後の働き方について」のパンフレットを周知するとともに、ポスターを社内に周知した。
また、対象となる社員に対しメールにて制度を案内し、個別に周知を実施した。

【目標2】男性の育児休業取得率を7%以上とする

（結果）育児休業取得率 40%

【目標3】年次有給休暇の取得促進のための措置を実施する
2020年度有給休暇取得率を2019年度取得率（51.6%）より3%増加を目指す。

（結果）社内インフラによる年次有給休暇取得促進、また組合と連携し取得促進に向けた「連続休暇」の周知、休暇取得促進ポスターの掲示により、5%増加の取得率(56.6%)を達成した。

（2）認定基準（プラチナくるみん認定基準）に係る取組状況

①計画期間内の育児休業取得率

i) 男性（認定基準：男性労働者のうち、育児休業を取得した者の割合が13%以上）
40.0%

ii) 女性（認定基準：女性労働者の育児休業等取得率75%以上）
141.9%

②労働時間等働き方（主な取組の内容）

- i) 定期的な残業削減の案内及び各店舗ごとの所定外労働時間の月平均時間の集計データを配信
- ii) 令和2年5月からテレワーク勤務制度の導入
- iii) 法定時間外労働及び法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満
- iv) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者はいない

③法を上回る短時間勤務制度等

i) 短時間勤務制度

小学校を卒業するまでの子と同居し養育する者は、会社に申出ることにより、所定労働時間を4時間から7時間までの勤務とする育児短時間勤務の適用を受けることができる。

ii) 育児のための所定外労働の制限

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が当該子を養育するために請求した場合には、就業規則の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定外労働を超えて労働させることはない。

④女性の継続就業に関する状況

子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者の割合
(認定基準：90%以上)

100.0%

⑤育児休業をし、又は育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための取組
毎年定期的にポジティブアクション研修を実施している。

■認定を受けてのコメント

仕事と子育ての両立に向けて、特に制度の周知に取り組みました。
当社は以前より女性の育児休業取得率は高い傾向にありましたが、社内ポスターやパンフレットを活用し、社内勉強会を行うことで、まずは管理職へ制度について意識の向上を図りました。
結果、管理職が自ら育児休業を取得する機会も増加し、モデルケースとして体験談を共有することで、男性の育児休業取得率も40%と取得増加へつながりました。
今後も従業員の働きやすい環境づくりに向けて、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでまいります。

■認定通知書交付式の様子



令和4年7月20日に
茨城労働局にて
認定通知書交付式が実施
されました！

茨城労働局長 (左) から認定通知書を交付される
株式会社九州ケースデンキ 坂下代表取締役社長 (右)

～認定通知書交付後の記念撮影～

茨城労働局長 (左)
株式会社九州ケースデンキ
管理部 下土橋取締役部長
坂下代表取締役社長 (中央)
株式会社ケースホールディングス
管理本部人事部 杉浦課長代理
雇用環境・均等室長 (右)

